平成２５年（フ）第５２号
千葉県市原市島野1610番地１
債務者　渡邉　直和
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３号
千葉県市原市島野1610番地１
債務者　渡邉スマ子
１　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９号
新潟市東区物見山２丁目33番11号　メゾン・ド・グリシーヌＡ202、前住所新潟市東区上木戸２丁目24番６号　サパンデューＡ１号
債務者　伊東　正之
１　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
静岡県駿東郡長泉町納米里169番地の13
債務者　橋本　好弘
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
静岡県富士宮市三園平1085番地の１　ＡＴ三園平Ｂ―201、前住所静岡県駿東郡小山町一色101番地の８
債務者　舘　かおり
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
静岡県裾野市葛山866番地の３　森脇団地２―402
債務者　髙橋　久子（旧姓三ツ石）
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
静岡県三島市南二日町21番12号　市営南二日町住宅Ａ―307、前住所静岡県三島市光ケ丘・２丁目・20番地の１　市営光ケ丘住宅Ａ―404
債務者　植木　町子
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
静岡県裾野市金沢451番地の４　カーサソレイユ203
債務者　佐藤　竜二
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
静岡県伊東市宇佐美2749番地の７　エステート赤石205号
債務者　島田　正則
１　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９４号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６―１棟1217号、前住所京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　１―４棟1003号
債務者　長田　　充
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
京都市伏見区納所下野１番地９棟101
債務者　河原　英雄
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町10番地14
債務者　遠藤　由美
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
京都市伏見区小栗栖森本町20番地129　ＡＤＯＶＡＮＣＥ・Ｉ201号
債務者　嶋田　正美
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地27棟301号
債務者　荒井鉄筋工業こと　荒井　貴郎
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
京都府宇治市伊勢田町大谷45番地の１　アイル宇治大谷403号、前住所京都市伏見区深草下川原町１番地１　コトーハイツ伏見稲荷Ｂ棟113号
債務者　村山　真紀
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
京都府京田辺市草内八田７番地87
債務者　梅本　勝弘
１　決定年月日時　平成25年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係